

介護老人保健施設 ハートフル瀬谷 通所リハビリテーション 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団善仁会が開設する介護老人保健施設ハートフル瀬谷（以下「当事業所」という。）において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定されたご利用者さま（以下「ご利用者さま」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、ご利用者さまの心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行い、ご利用者さまの心身の機能の維持回復を図り、ご利用者さまが可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、ご利用者さまの意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則としてご利用者さまに対し身体拘束を行わない。
- 3 当事業所は、ご利用者さまの人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、ご利用者さまが地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、ご利用者さまが「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者さま又はそのご家族さまに対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともにご利用者さまの同意を得て実施するよう努める。
- 7 ご利用者さまの個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得たご利用者さまの個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じてご利用者さま又はその代理人さまの了解を得ることとする。
- 8 通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設 ハートフル瀬谷 通所リハビリテーション事業所
- (2) 開設年月日 2007年8月1日
- (3) 所在地 横浜市瀬谷区中屋敷二丁目2番地1
- (4) 電話番号 045-300-5065 FAX番号 045-300-5067
- (5) 管理者名 石井 健夫
- (6) 介護保険指定番号 1453480035号

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者	1.0人
(2) 医師	1.0人以上
(3) 看護職員	1.0人以上
(4) 介護職員	2.5人以上
(5) 支援相談員	1.0人以上
(6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2.0人以上
(7) 管理栄養士又は栄養士	1.0人以上
(8) 事務員・運転士	2.0人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、ご利用者さまの病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う他、ご利用者さまの通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、ご利用者さまの通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護職員等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 管理栄養士及び栄養士は、ご利用者さまの栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (7) 事務員は、事務の処理を行う。運転士は、ご利用者さまの送迎を行うとともに、あらかじめ決められた業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第7条 当事業所の営業日及び営業時間は、以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。但し、年末年始は1月1日から1月3日までを休業日とする。
- (2) 営業時間は8時30分から17時30分までとする。
- (3) 営業日の10時から16時までをサービス提供時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、35人とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーションは、医師、及び理学療法士、作業療法士等、リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び当事業所間の送迎を実施する。

(ご利用者さま負担額)

第10条 ご利用者さま負担額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを申し受ける。
- (2) 食費、日常生活費、教養娯楽費、特別な食事の費用、おむつ代、その他費用等の利用料を、料金表掲載の料金により支払いを申し受ける。

(3) キャンセル料

ご利用者さまの都合によるキャンセルで、前日の17時30分までに連絡がない場合は、キャンセル料として、昼食実費負担分の支払いを申し受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

- (1) 横浜市瀬谷区全域
- (2) 横浜市旭区（東希望が丘、笹野台）
- (3) 横浜市泉区（上飯田町）
- (4) 大和市（鶴間、深見、深見西、大和東、大和南、中央）
- (5) 東京都町田市（鶴間）

(身体の拘束等)

第12条 当事業所は、原則としてご利用者さまに対し身体拘束を廃止する。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、医師、看護職員、介護職員、その他現場の責任者から成る「身体拘束廃止委員会」において、切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たしているかを判断し、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をご家族さまに説明するとともに同意の署名をいただき、その内容を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を月に1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、ご利用者さまの人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を月に1回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条 当事業所は、ご利用者さまに対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第15条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り当事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、当事業所は第9条の規定に基づきご利用者さまの心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 飲酒・喫煙は、禁止とする。

- ・ 不要な金銭・貴重品の持ち込みは、禁止とする。
- ・ 当事業所利用時の医療機関での受診は、緊急時のみ受診とする。なお当日の受診については、利用休止以外は実施時間前後のみ受診可とする。
- ・ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動及びペットの持ち込みは、禁止とする。
- ・ 他ご利用者さまへの迷惑行為を禁止する。

(非常災害対策)

第 16 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、当事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、当事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② ご利用者さまを含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
 - ③ 風水害等の避難等訓練……………年 1 回以上
 - ④ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当事業所は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者さまに対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 18 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。又、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、ご利用者さまに対し必要な措置を行う。

- 2 当事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力病院、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

第 19 条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して当事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) ご利用者さまに対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 20 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

思いやり研修（ご利用者さまの満足向上）、感染症対策に関する研修（感染症・食中毒等の予防・まん延防止等）、事故防止に関する研修（事故発生の防止、発生時の対応等）、褥瘡に関する研修（褥瘡発生の防止・予防・評価・対処等）、高齢者虐待防止に関する研修（虐待の発生原因・通報・職員のストレス対策等）他の研修を年 1 回以上実施する。

- 2 当事業所は、介護に直接携わる従業者のうち、医療・福祉の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 21 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団善仁会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 22 条 当事業所職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

- 2 当事業所は、当事業所職員に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を年 1 回実施する。

(衛生管理)

第 23 条 ご利用者さまの使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を月に 1 回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

- 3 管理栄養士、栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならぬ。

- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 24 条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間及び当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得たご利用者さま又はそのご家族さまの個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 地震等非常災害、その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、ご利用者さま負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に別途掲示する。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団善仁会の役員会において定めるものとする。

(苦情処理の体制及び手順、相談窓口)

第 26 条 常時、総合受付で対応するとともに、ご意見収集用はがきをフロア毎に設置し、情報収集に努めるものとする。

- 2 苦情等の情報が入った場合は速やかにクレームに対応、改善策を検討する委員会を開催する。
- 3 苦情を申し立てられた方には速やかに対応をお知らせし、当事業所職員への周知徹底も平行し行うものとする。
- 4 サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応するものとする。

医療法人社団 善仁会 介護老人保健施設 ハートフル瀬谷	所在 地	〒246-0004 横浜市瀬谷区中屋敷二丁目 2 番地 1
	電話番号	045-300-5065
	FAX番号	045-300-5067
	担当	相談課 支援相談員
	対応時間	8:30～17:30（月曜日～金曜日）

5 次の機関においても、苦情申出等を行うことができる。

横浜市 健康福祉局 介護事業指導課	所在 地	〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
	電話番号	045-671-2356
	FAX番号	045-550-3615
	対応時間	8:45～17:15（月曜日～金曜日）
神奈川県 国民健康保険 団体連合会 介護保険課 介護苦情相談課係	所在 地	〒220-0003 横浜市西区楠町 27 番地 1
	電話番号	045-329-3447 0570-022110（ナビダイヤル）
	対応時間	8:30～17:15（月曜日～金曜日）
瀬谷区役所 高齢・障害支援課	所在 地	〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町 190 番地
	電話番号	045-367-5731
	FAX番号	045-364-2346
	対応時間	8:45～17:15（月曜日～金曜日）

付 則

この運営規程は、2007 年 8 月 1 日より施行する。

(改訂 2025 年 4 月 1 日)